

「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されます

20年4月1日から



《生活習慣病予防の一例》 うんどう教室

4月1日から、老人保健法が改正され「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されます。これに伴い、40歳から74歳の方は、各自が加入している医療保険者(国民健康保険、社会保険など)が行うメタボリックシンドロームの予防・解消に着目した特定健康診査・特定保健指導を受けることになります。

また、75歳以上の方は、老人保健による医療制度が終了となり、医療保険が「後期高齢者医療制度」へと変更になります。

特定健康診査が開始されます

40歳〜74歳の方を対象に、各医療保険者による特定健康診査および特定保健指導の実施が義務付けられます。

特定健康診査・特定保健指導とは



20年4月からメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・解消に着目した特定健康診査・特定保健指導が行われます。

メタボリックシンドロームは内臓脂肪型肥満に、高血圧、高血糖、脂質異常といった危険因子が二つ以上ある状態で、40歳以上の男性2人に1人、女性5人に1人が該当もしくは予備群であるといわれています。自覚症状がないため健康診査による対策が重要です。

①特定健康診査を受ける
受診のお知らせなどから指定の医療機関で健診を受けます。内臓脂肪の蓄積を調べるための「腹囲」や「BMI測定」のほか「血圧」「血糖」「血中脂質」「肝機能」などメタボリックシンドロームなどの進行をチェックする項目を検査します。

②結果通知・情報提供

健診結果に基づき、保健指導のレベルを「非該当」「予備群」「該当者」に分けて判定・通知をします。また、全ての受給者へ情報提供が行われます。

③特定保健指導

判定結果から、「該当者」「予備群」の方を対象として特定保健指導が行われます。それぞれに対し「動機付け支援」「積極的支援」として、生活改善の実践と検査値改善を目指した保健指導が行われます。

問合せ 国保年金課・内線 3221・3223

特定健康診査の対象でない方は

4月1日以降に転入された方、後期高齢者医療制度の対象の方、生活保護受給者など特定健康診査の対象でない方は、保健センターが実施する健診事業を引き続き受診することができません。対象者には通知します。

問合せ 保健センター ☎ 284・2325

65歳以上の方には生活機能評価も行われます

65歳以上の方は、特定健康診査とあわせて介護保険

法の規定に基づく「生活機能評価」を受けます。(要介護者を除く)医師の判定により、生活機能の低下がみられる場合には介護予防事業への参加が望まれます。

問合せ 高齢者支援課・内線 3621

日常生活でメタボリックシンドロームを防ぐには?

- ▼食事の改善をし、栄養バランスと適量を心がけて、肥満を防ぎましょう。
- ・動物性脂肪を控えめにし、意識して野菜をとりましょう。
- ・1日3食を決まった時間に食べ、間食は控えましょう。
- ・よく噛んで食べ、腹八分目を守りましょう。
- ▼運動の改善をし、ウォーキングなど日常生活での運動を習慣づけましょう。
- ・これまでもより歩数1000歩プラスを目標に歩きましょう。(10分歩くと約1000歩)
- ・休日は、ごろ寝をやめてアウトドアなどで体を動かしましょう。
- ▼その他の改善をし、生活や運動以外も見直し生活改善を継続させましょう。



後期高齢者医療制度が開始されます

老人医療費の現状

後期高齢者医療制度が開始される背景の一つとして、老人医療費の増加があげられます。一人当たりの老人医療費（本人負担分を含む）は、対象者数や、受診機会の増加などから、年々増加の傾向にあります。

一人ひとりの負担を増やさないためにも、日ごろから健康づくりや、適正な受診を心がけましょう。

問合せ 高齢者支援課・内線3731

医療費を大切にするために

- 1 からだを動かし健康づくりに努めましょう
- 2 定期健診、早期発見、早期治療を心がけましょう
- 3 食生活や生活習慣を見直して病気の予防に努めましょう
- 4 医者のかけ持ちはやめ、かかりつけ医をもちましょう
- 5 薬は医師の指導により正しく服用しましょう

本人負担分を含めた一人当たりの老人医療費の動向

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度(見込み)
医療費	661,502円	692,559円	719,640円	756,099円	756,825円
増加率	△3.78%	4.69%	3.91%	5.07%	0.10%

また、自治会、老人クラブ等の会議（目安20人以上）で

開催日	時 間	会 場
2月14日(木)	午後2時～4時	ふれあいプラザさくら
2月24日(日)	午前10時～正午	西 公 民 館
2月27日(水)	午後2時～4時	南 公 民 館
2月28日(木)	午前10時～正午	市役所市民フォーラム
2月29日(金)	午後2時～4時	中央公民館

◆住民説明会を開催します

後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度に代わり、新たに作られる医療保険制度です。原則として75歳以上の方は全員、この制度に加入することになります。

問合せ 高齢者支援課・内線3731

あれば、追加して住民説明会を開催できます。高齢者支援課までお申込みください。

◆平成19年分収入状況の申告を行ってください

保険料の軽減判定、計算、窓口一部負担金の割合の判定には、税申告による前年の収入状況が用いられます。

そのため、遺族年金等による収入で、これまで申告を行っていない場合、必要となる情報を持たないため、軽減措置等が正しく判定されない場合があります。収入金額が0円であっても、必要な申告を行ってください。

後期高齢者医療制度に関するQ&A

Q. 私は現在82歳で、老人保健で医療を受けていますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるためにはどのような手続きが必要なのですか？

A. 75歳以上の方は、4月1日に自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。

Q. 私は4月20日に75歳になりますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるためにはどのような手続きが必要ですか？

A. 4月以降に75歳になられる方は、75歳の誕生日から自動的に被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。この場合は、4月20日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。なお、保険証は、市から、75歳の誕生日前にはお手元に届きます。

Q. 私は現在68歳で、障害認定を受け、老人保健の対象となっています。後期高齢者医療制度の被保険者になるためには、どのような手続きが必要ですか？

A. 65歳以上75歳未満の方で、障害認定を受けて既に老人保健の対象となっている方は、4月1日に自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、特に手続きは必要ありません。後期高齢者医療制度への加入を希望しない場合は、高齢者支援課へその旨をお申し出ください。

Q. 医療機関での負担はどうなるのですか？

A. 医療機関等の窓口で支払う医療費の一部負担割合は、現行の老人保健制度と同様、所得に応じて1割または3割となります。（7月までは原則として、昨年8月に判定された一部負担金の割合となります）

Q. 保険料はどのように決まるのですか？

A. 保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。なお、均等割額の基準額（年額）は42,530円、所得割率は7.96%と定められています。個人ごとの具体的な金額については、年金天引きの方は4月に、それ以外の方は7月に市から通知します。

Q. 保険料の支払い方法はどのようなのですか？

A. 年金を受給されている方につきましては、原則として年金からの天引きにより徴収され、それ以外の方はお住まいの市町村から送付される納付書によりお支払いいただくこととなります。

